

第百九十六回国会 衆議院 予算委員會議録第十六号

平成三十年二月二十二日(木曜日)委員長の指名で、次のとおり分科員及び主査を選任した。

第一分科会(皇室費、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁及び防衛省所管並びに他の分科会の所管以外の事項)

主査 渡辺 博道君

石破 茂君

根本 匠君

中野 洋昌君

第二分科会(総務省所管)

主査 橋 慶一郎君

河村 建夫君

平沢 勝栄君

大西 健介君

第三分科会(法務省、外務省及び財務省所管)

主査 柴山 昌彦君

衛藤征士郎君

山口 壯君

津村 啓介君

第四分科会(文部科学省所管)

主査 福井 照君

あべ 俊子君

岩屋 毅君

後藤 祐一君

第五分科会(厚生労働省所管)

主査 星野 剛士君

石崎 徹君

野田 毅君

黒岩 幸洋君

第六分科会(農林水産省及び環境省所管)

主査 田中 和徳君

江藤 拓君

山本 有二君

藤野 保史君

第七分科会(経済産業省所管)

主査 宮下 一郎君

佐藤ゆかり君

山本 幸三君

伊佐 進一君

第八分科会(国土交通省所管)

主査 竹内 譲君

今村 雅弘君

盛山 正仁君

稲富 修二君

平成三十年二月二十二日(木曜日) 午前九時三十三分開議

出席委員

委員長 河村 建夫君

理事 柴山 昌彦君

理事 田中 和徳君

理事 福井 照君

理事 逸坂 誠二君

理事 竹内 譲君

あべ 俊子君

井上 貴博君

石崎 徹君

今村 雅弘君

岩屋 毅君

衛藤征士郎君

門 博文君

工藤 彰三君

古賀 篤君

竹本 直一君

野田 毅君

平井 卓也君

星野 剛士君

村上誠一郎君

山口 壯君

山本 有二君

原田 義昭君

阿部 知子君

遠藤 敬君

竹本 直一君

落合 貴之君

菅原 一秀君

横 慶一郎君

宮下 一郎君

津村 啓介君

安藤 裕君

伊藤 達也君

石破 茂君

岩田 和親君

江藤 拓君

加藤 寛治君

金田 勝年君

小寺 裕雄君

佐藤ゆかり君

根本 匠君

原田 義昭君

平沢 勝栄君

宮路 拓馬君

盛山 正仁君

山本 幸三君

渡辺 博道君

阿部 知子君

岡本あき子君

長妻 昭君

山内 康一君

浅野 哲君

伊藤 俊輔君

小原 慎司君

源馬謙太郎君

近藤 和也君

山井 和則君

伊佐 進一君

中野 洋昌君

黒岩 幸洋君

高橋千鶴子君

井上 英孝君

串田 誠一君

青柳陽一郎君

落合 貴之君

山尾志桜里君

井出 庸生君

稲富 修二君

大西 健介君

後藤 祐一君

西岡 秀子君

柚木 道義君

佐藤 茂樹君

金子 恵美君

原口 一博君

藤野 保史君

速藤 敬君

安倍 晋三君

麻生 太郎君

林 芳正君

加藤 勝信君

齋藤 健君

世耕 弘成君

石井 啓一君

菅 義偉君

吉野 正芳君

小此木八郎君

財務副大臣 うえの賢一郎君

政府特別補佐人 横島 裕介君

(内閣法制局長官) 堀越 啓仁君

政府参考人 山尾志桜里君

(内閣官房内閣人事局人事政策統括官) 植田 浩君

政府参考人 井出 庸生君

(内閣府政策統括官) 稲富 修二君

政府参考人 大西 健介君

(内閣府規制改革推進室次長) 後藤 祐一君

政府参考人 西岡 秀子君

(内閣府規制改革推進室次長) 菅 義偉君

政府参考人 佐藤 茂樹君

(総務省大臣官房長) 金子 恵美君

政府参考人 原口 一博君

(外務省大臣官房審議官) 藤野 保史君

政府参考人 速藤 敬君

(財務省理財局長) 飯田 圭哉君

政府参考人 井上 英孝君

(厚生労働省大臣官房長) 大田 允君

政府参考人 串田 誠一君

(厚生労働省労働基準局長) 樽見 英樹君

政府参考人 麻生 太郎君

(農林水産省大臣官房総括審議官) 山越 敬一君

政府参考人 加藤 勝信君

(農林水産省農村振興局長) 天羽 隆君

政府参考人 世耕 弘成君

(農林水産省政策統括官) 荒川 隆君

政府参考人 石井 啓一君

(農林水産省政策統括官) 桐澤 彰君

政府参考人 菅 義偉君

(林野庁長官) 沖 修司君

政府参考人 吉野 正芳君

(国土交通省大臣官房技術審議官) 五道 仁実君

政府参考人 小此木八郎君

(国土交通省総合政策局長) 由木 文彦君

予算委員会専門員 石上 智君

委員の異動  
二月二十二日

<p>辭任 一あへ 俊子君 今村 雅弘君 岩屋 毅君 衛藤征士郎君 平沢 勝栄君 星野 剛士君 山本 幸三君 阿部 知子君 岡本あき子君 山内 康一君 井出 庸生君 稲富 修一君 小熊 慎司君 大西 健介君 後藤 祐一君 中野 洋昌君 黒岩 宇洋君 藤野 保史君 遠藤 敬君</p>	<p>補欠選任 安藤 裕君 門 博文君 工藤 彰三君 井上 貴博君 小寺 裕雄君 宮路 拓馬君 岩屋 毅君 今村 雅弘君 山本 幸三君 平沢 勝栄君 星野 剛士君 山内 康一君 阿部 知子君 岡本あき子君 後藤 祐一君 伊藤 俊輔君 井出 庸生君 大西 健介君 稲富 修一君 中野 洋昌君 黒岩 宇洋君</p>
<p>同日 辭任 安藤 裕君 井上 貴博君 岩田 和親君 門 博文君 工藤 彰三君 小寺 裕雄君 宮路 拓馬君 長妻 昭君 堀越 啓仁君 山尾志桜里君 近藤 和也君 西岡 秀子君 山井 和則君 山本 道義君 佐藤 茂樹君 金子 惠美君 藤野 保史君 遠藤 敬君</p>	<p>補欠選任 加藤 寛治君 衛藤征士郎君 山本 幸三君 今村 雅弘君 岩屋 毅君 平沢 勝栄君 星野 剛士君 山内 康一君 阿部 知子君 岡本あき子君 後藤 祐一君 伊藤 俊輔君 井出 庸生君 大西 健介君 稲富 修一君 中野 洋昌君 黒岩 宇洋君</p>

高橋千鶴子君 藤野 保史君  
井上 英孝君 串田 誠一君

同日  
辭任  
加藤 寛治君 補欠選任  
伊藤 俊輔君 あへ 俊子君  
串田 誠一君 遠藤 敬君

同日  
辭任  
浅野 哲君 補欠選任  
小熊 慎司君

本日の會議に付した案件  
政府参考人出頭要求に関する件  
平成三十年度一般会計予算  
平成三十年度特別会計予算  
平成三十年度政府関係機関予算

○河村委員長 これより會議を開きます。  
平成三十年度一般会計予算、平成三十年度特別  
会計予算、平成三十年度政府関係機関予算、以上  
三案を一括して議題とし、一般的質疑を行います。  
この際、お諮りいたします。  
三案審査のため、本日、政府参考人として内閣  
官房内閣人事務局人事政策統括官植田浩君、内閣府  
政策統括官海堀安喜君、内閣府規制改革推進室次  
長窪田修君、内閣府規制改革推進室次長林幸宏  
君、総務省大臣官房長林晴理君、外務省大臣官房  
審議官飯田圭哉君、財務省理財局長太田充君、厚  
生労働省大臣官房長梅見英樹君、厚生労働省労働  
基準局長山越敬一君、農林水産省大臣官房総括審  
議官天羽隆君、農林水産省農村振興局長荒川隆  
君、農林水産省政策統括官柄澤彰君、林野庁長官  
沖修司君、国土交通省大臣官房技術審議官五道仁  
実君、国土交通省総合政策局長由木文彦君の出席  
を求め、説明を聴取したいと存じますが、御  
異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河村委員長 御異議なしと認めます。よって、  
そのように決しました。

○河村委員長 質疑の申し出がありますので、順  
次これを許します。橋慶一郎君。  
○橋委員 おはようございます。質問の機会を大  
変ありがとうございます。  
昨年の夏まで一年間、東北の被災地の復興の仕  
事に復興庁で携わらせていただきました。本当  
に、被災地の関係の皆様方の御苦勞、そしてまた  
復興への強い思い、そういったことに、非常に勉  
強させていただきました。また、大交人の交わり  
もたくさんいただきました。  
人のつながりを大切にという思いを込めなが  
ら、きょうは、大震災からの復興に係る諸課題と  
対応を中心に質問させていただきます。と思いま  
す。

その思いを込めて、冒頭、万葉集巻十四、三千  
四百三十七番、いにしへの言葉であります、人  
のつながりを大切にという歌を詠ませていただい  
て入っております。  
陸奥の安達太良真弓はじき置きて反らしめき  
なば弦はかめかも  
きょうもよろしくお願いいたします。(拍手)  
冒頭、一問だけ、今冬の豪雪被害への対応につ  
いて質問をさせていただきます。  
三〇豪雪とも言える雪害に各地が見舞われてお  
ります。雪の災害の特殊性、これは被害がさまざ  
まな形に及ぶということであり、車内での残  
念な一酸化炭素中毒死、あるいは融雪期の土砂崩  
れ、被害は多岐にわたり、把握に長期を要する  
点がございます。空き家の水道管の破綻など、過  
去に経験をしたくない事態も発生しているところ  
であります。  
内閣府の防災担当におきましては被害を前広に  
把握していただいて、その手当て、あるいは将来  
への戒め、教訓、いろいろな意味でそういった基  
礎の資料をしっかりとつくっていただきたいと思います  
思っておりますが、あかま副大臣の御答弁をいた

だきたいと思えます。  
○あかま副大臣 お答えいたします。  
御案内のとおり、この冬でございますけれども、  
も、福井県福井市で昭和五十六年豪雪以来三十七  
年ぶりの記録的な大雪となりまして、また、各地  
でも雪による被害が相次いでおります。  
まず、大雪によりお亡くなりになられた方々に  
お悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた  
方々に心からお見舞いを申し上げます。  
御質問でございますけれども、まず、政府とい  
たしましては、大雪となる前に関係省庁災害警戒  
會議を開催いたしまして、政府一体となった警戒  
態勢を確保するとともに、大雪となつて以降は、  
内閣府防災担当が中心となつて各省庁の把握して  
いる被害状況を共有するなど、各省庁が連携して  
必要な対応をとつてきているところでございま  
す。  
引き続き降雪期が続くほか、今後は、大雪後の  
融雪による新たな被害が発生することも予想され  
ます。雪解けによつて明らかになってくる被害も  
あるものと承知をしておりますので、今後とも、  
関係省庁が連携をして被害状況の把握に努め、大  
雪の被害から国民の生命、暮らしを守るための対  
策にしっかりと取り組んでまいりたい、そう思つて  
おります。  
以上です。  
○橋委員 ありがとうございます。融雪期まで  
と、ぜひお願いしたいと思えます。  
それでは、復興のお話をさせていただきますたい  
と思えます。  
特に被災地、中心的には岩手県、宮城県、福島  
県、大変皆さん御苦勞されながら、間もなく七年  
を経過しようとしております。  
まず最初に吉野大臣にお伺いするわけですが、  
岩手、宮城につきましては、住まいの復興が進捗  
を見せております。仮設住宅など仮の住まいに居  
住される方が、一月末の時点では、岩手県で八  
千七百七十一人、宮城県で八千五百三十四人と、こ  
まで減少してまいりました。しかし、ついでに住

まいへの思いは非常に強いものがあると思っております。

この三十年度における仮の住まい解消の見通しにつきましては、大臣にお伺いいたします。

○吉野國務大臣 橋先生におかれましては、復興副大臣として復興に本當に御尽力いただき、感謝を申し上げます。特に、風評被害対策で各国の大使館をめぐっていただき、今その成果が出ている、このことに対して感謝を申し上げます。私個人、ありがとうございます。

さて、応急仮設住宅については、岩手県では、ピーク時約一万八千戸あったものが現在は約四千戸、宮城県では、ピーク時約四万八千戸あったものが現在では約四千戸になっております。住宅地の整備が進んでおり、各市町村から伺っている状況では、平成三十年、ことしの一月と比べて、三十年度末には約九割の応急仮設住宅が減少する、その分、復興住宅、持家等々が進んでいる、そういう見込みでございます。

復興庁としても、各市町村における住まいの再建が進むよう、住宅また生活再建支援の相談活動に取り組み自治体への支援を行ってまいります。

○橋委員 ありがとうございます。

高台移転、区画整理、最後のもう一息ということで頑張っている現場の皆さんのことに思いをいたさせていただきます。よろしくお願いたします。

今度は、福島県の問題に入っております。東電福島第一原発の事故に伴い福島県から避難を余儀なくされている方が、いまだ三万四千二百一人いらっしゃる状態です。全国に生活再建支援拠点が一十六カ所設置されております。

大臣はかねてから、避難されている方々はもちろんなんですが、この避難をされている方々をサポートしている方々も期間が長期間にわたって疲れが出てくるんじゃないか、その状態を把握し、対策を立てねばということをおっしゃっています。

たと思っております。

この辺、どのようにお感じになり、どのように進めておられるのか、現状をお伺いいたします。

○吉野國務大臣 おっしゃるとおり、いまだ、福島県から県外へ避難している方が三万人を超えております。そして、全国二十六カ所の生活再建支援拠点がございまして、全国に三万人を超えている方々が避難を余儀なくされております。

私も、全部は回っておりませんけれども、半数以上回らせていただきました。そこでお話を伺っていると、十人十色という言葉がおりますけれども、一人一人の状況が、一人一人違うんですね。そこを支援してくれる方がこれまたある意味で大変な状況になっておりますので、あるところでは、せつかく相談に来てても支援者の方々の能力というものがなくて的確に答えられない、せつかく来てくれるのに答えられないというところもございました。

そういう意味では、支援者の能力をいかに強化していくか、そしてまた支援者同士の交流、ふくしま連復、二十六カ所の交流会等々も開いておりますので、そういう情報を、自分の持っているノウハウをほかの地域の拠点、地域にも当てはめていく、そういう交流会等々も必要なのであります。三十年度の予算の中に支援者の支援という制度をつくらせていただきました。支援者の中にはやはり心が折れている方々もございまして、そういうところの心のケアも含めて、支援者の支援という事業をつくらせていただけたところであります。

○橋委員 ハードの事業も大事ですが、ソフトの事業がこれから特に大事になってくると思っております。さまざまに目配りをしていただいて全体に手が回るように、よろしくお願いしたいと思います。

そして、風評の問題、これも根強い問題としてあるわけでありまして、農産物、観光交流面でのいろいろなことがあるわけでありまして、二十九年復旧予算でも、流通実態調査に取り組みということもやっております。

ました。今後の風評払拭に向けての対応についてお伺いしておきたいと思っております。

○吉野國務大臣 この流通実態調査は、本當に風評払拭の上で大事な調査でございます。

事実として、例えばお米がこの段階で値段が下げられているのか、またこの段階で取引がなされていないのかという事実を調べていく。

そして、これは生産者段階、流通段階、消費者段階、いろいろな段階で実態調査しておりますので、特に消費者の段階では放射線に対する理解がかなり不足をしているということで、風評被害リスコミュニケーション強化戦略を昨年の十二月につくらせていただきました。それは、放射線に対する理解をきちんと消費者の方々に持つていただくということで、来年度、三十年度の予算の中に、復興庁の事業としては一番の目玉政策として掲げさせていただきます。

そういうことも踏まえて、流通実態調査がことしの三月に発表になりますので、そのいわゆる原因、事実として原因と対策をつくる意味でも、この流通実態調査、本當に役に立つ調査にしていきたい、このように考えています。

○橋委員 ぜひ流通の現場まで押さえた把握をしていただけて、それを更に実効性ある対策につなげていただくと、また、農産物のみならず、教育旅行等観光交流面もぜひよろしくお願いしたいと思います。

この風評というものは、国内だけではなく、こういうことが今度海外に影響を及ぼして、海外諸国においても我が国に対する輸入規制というものは、これは福島県のみならず、かなり東日本の多くの都県について、いまだ規制が行われております。

粘り強くこの緩和、撤廃を働きかけていかなきゃいけないんですけれども、きょう、委員の皆様方にもお配りしている現状にありますように、まだ輸入停止を含む規制が残っている地域も、特に東アジアを中心にあるわけでありまして、復興庁としてもいろいろ努力はするわけですが、

やはりこれは、外務省の外交努力ということも大変大事だと思います。

もちろん、外交ということであれば、多岐にわたる交渉項目があるだろうと思っております。しかし、そういう中で、こういった国々や会われるたびに、ぜひこの点を交渉のアジェンダに盛り込んでいただきた、このように思うわけでありまして、佐藤外務副大臣から御答弁をいただきたいと思っております。

○佐藤副大臣 お答えいたします。東日本大震災からの復興は、政府の取り組み重要課題の一つであります。外務省といたしましても、諸外国や地域における輸入規制の撤廃に向け、会談やレセプション等のあらゆる機会を通じて、政府ハイレベルに粘り強い働きかけを行っております。委員におかれましても、復興副大臣当時、本件について御尽力いただいたことに改めて感謝を申し上げます。

本年に入ってからトルコが規制を撤廃するなど、これまで、計二十七カ国が規制を完全撤廃し、その他五十一カ国、地域でも規制緩和措置がとられました。

委員から御指摘がありましたように、依然として七カ国・地域で輸入停止を含む規制が維持されていることは、重大な問題と受けとめております。特に、御指摘のありました東アジア地域を含めて、いまだ規制を維持する諸外国の地域においては、被災地産品のPRや、報道関係者や影響力のあるキーパーソンの被災地への招聘なども会談に合わせて対応しており、風評被害を払拭して、規制撤廃につなげるよう取組を行っているところであります。

また、FAOを始めとする関連の第三者機関との関係を強化することによって、中立的立場から日本産品の安全性を発信してもらえよう取り組んできており、昨年訪日したグアツァイアーノFAO事務局長からは福島産品の安全性に懸念を持つ理由はないとの発言を得て、これは国内外で広く広報されたところであります。

委員の御指摘も踏まえまして、外務省といたしましては、あらゆる会談また外務省の持つソンスを最大限活用して、関係省庁と協力しつつ、輸入規制の撤廃に向け、早期結果が出るよう粘り強く取り組んでまいります。

○橋委員 ありがとうございます。  
ことしは日中の節目の年、また日中韓のいろいろな会議も企画されているようでもございます。いろいろな場面でのぜひ粘り強いお取組をお願いしたいと思います。

そして、避難解除がなされました川俣町、浪江町、富岡町、葛尾村、飯館村では、三十年度、この春から、いよいよ現地で小中学校が再開されると伺っております。児童生徒の皆さんの修学に当たっては、少人数への対応、あるいは学校としての魅力づくり、多様な課題が存在するものと思われま

全閣僚が復興大臣だという安倍内閣でございます。これは文部科学省さんの方に、いろいろとまた体制づくり、あるいは施策の面で頑張っている。ただなかなかきかない、こう思います。

林文部科学大臣の方から御答弁をいただきます。

○林国務大臣 まずもって、この春に、七年ぶりになります。今お話のありました川俣町、飯館村、浪江町、富岡町、葛尾村、この五つの町村において地元で学校が再開されること、大変喜ばしく思っております。それぞれの地域が原子力災害を乗り越え、将来にわたって持続的に活力に満ちた社会を実現していくためには、地域に根差して、確かな学力を備え、心豊かでたくましい子供を育成することが求められるわけでございます。このため、文科省では、原子力災害によって避難指示等の出た福島県の十二市町村の小中学校等において、ふるさと創造学などのすぐれたカリキュラムを編成、実証する取組などを支援してきております。

また、あわせて、被災した児童生徒に対し修学支援を行うとともに、きめ細かな心のケア、学習

支援、こういうことを行うための教職員の加配やスクールカウンセラー等の配置に対する支援なども行ってきたところでございます。

また、平成二十八年には福島県避難指示区域等内の学校に対する支援本部を省内に設置いたしました。現地訪問等を通じて現場の御意見をよく聞きながら継続的に十二市町村の状況を把握して、再開される学校の特色化や魅力化に向けた助言を行ってまいりたいと思っております。

もともと、地元での学校再開は喜ばしいことですが、ゴールではなくてスタートである、こういうふうにご考えておいて、引き続きこれらの支援を進めることによりまして、この春に地元での学校再開を予定している五町村を含む福島十二市町村の魅力ある学校づくりに向けて、復興庁や福島県と一体となって取り組んでまいりたいと思っております。

○橋委員 ありがとうございます。  
文科省にもチームをつくっていただいで、福島は、東北思いで頑張っていたい。これは、厚労省さん、きょうは質問しませんが、介護についてもそういう対応をとっていただいでいるかと思っております。ぜひ、そういうふうにご各取組を続けていただきたいと思っております。

この項、最後になります。  
ことしの六月十日に、南相馬市で第六十九回全国植樹祭が開催されます。昨年は富山県だったわけですが、ことしは南相馬で、震災復興の一つの到達点としての意味もあるだろう、まあ通過点と言った方がいいかもしれません。

そこで、福島県の森林・林業の再生に向けた政府の取組を、ここで齋藤農林水産大臣にお伺いしたいと思います。

○齋藤農林水産大臣 まもなく震災七年目を迎えるというところで、改めて、安倍総理の、内閣、全大臣が復興大臣のつもりで取り組むようにという言葉を心に刻んでいられるところでございます。

原発事故により被災した福島県の森林・林業に

関わりを取りまとめました福島県の森林・林業の再生に向けた総合的な取組に基づきまして、農林水産省では、森林内の放射性物質の分布状況把握、公的主体が行う間伐等の森林整備等を関係省庁と連携しながら進めているところであります。

また、津波によって被災しました福島県内の海岸防風林につきましては、盛土による基盤整備やクワッド等の植栽を行うなど、早期の復旧、再生に向けて取組が進められているところであります。

このような中、今委員御指摘の、本年六月十日に第六十九回全国植樹祭が、福島から発信する森づくりを大会コンセプトに、福島県南相馬市の海岸防風林を会場に開催される予定でございます。この全国植樹祭は、緑豊かなふるさととの再生を進めていく上でシンボルとなる大変重要な行事であると認識をしております。

農林水産省としても、この全国植樹祭が大きなステップとなって、福島県の森林・林業再生の取組が一層進むよう、関係省庁や福島県等と連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○橋委員 農林水産省は、やはり浜通りの一つの大事な基幹産業だと思っております。もちろんインフレーション・コスト構想等もあるわけですが、農林水産省さんの役割も大きいと思っております。よろしくお願いたします。

時間は限られてまいりますが、残された中でできる限り質問を続けさせていただきますと思っております。

米の生産調整の問題であります。  
三十年度から生産調整が廃止されるということ、私も米作が主力の地域では、作付面積の動向、そしてまた、秋にどれくらい収量があったか、米価はどうなるかということについて不安を持ちながらの春を迎えようとしていられるところであります。

地域農業再生協議会等の自主的な取組を省としても支援していただきながら、作付面積の情報公

開など制度の円滑な移行に努めていらっしゃるわけですが、現状、この作付面積の動向、把握されているところはどのようになっているか、柄澤統括官にお伺いいたします。

○柄澤政府参考人 お答えいたします。  
三十年度からの米政策の見直しによりまして、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、各産地、生産者がみずから需要に応じた生産、販売の取組を行うようにしたところでございます。

現在、各産地におきましては、農業再生協議会が中心となりまして、三十年度に向けた需要に応じた生産、販売の取組が行われているものと承知しているところでございます。

このような中で、三十年度の主食用米の作付動向についてでございますが、都道府県ごとの増減はありますものの、総じて申し上げれば、前年の二十九年度と比べてさほど大きく変化する状況にはないというふうに見ているところでございます。

農水省といたしましては、現在、都道府県ごとの主食用米の作付動向等について情報収集しているところでございますので、これが取りまとまり次第公表したいと考えてございます。

○橋委員 昨年、二十九年と余り大きな変化がないようである、これは非常に心強いところであります。ぜひこのまま円滑に三十年度へ移行していければと思うわけであります。

そして、この地域協議会ごとの情報公開、この見える化は非常に意味のあることだと私は思っております。水田活用の直接支払交付金などもさまざまな国の米対策の制度というものはあるわけですが、これによらずに水田経営を選択する農家というものがあつて、それが過剰作付ということになっていくんだらうと思っております。せっかく予算措置をして米政策を展開して、大方の地域はこれを遵守するという方向にある中、どうしても過剰作付というのは残念な部分があると思

この理由、なかなか多岐にわたるかもしれませ

んが、理由とか、あるいはこういった過剰作付にどう対応していくのかということについて、再び柄澤統括官から御答弁をお願いします。

○柄澤政府参考人 三十年産からの米政策の見直しに向けて、この数年間、各産地における需要に応じた生産、販売の取組が進んだ結果、直近三年間の二十七、二十八、二十九産を見てみますと、三年連続で全国ベースの過剰作付が解消されたところでございます。

一方、今委員御指摘のとおり、一部の産地におきましては、当該産地が消費地に近い、あるいはその産地がブランド米産地として認知されているというようないことが背景になりまして、生産数量目標を上回る生産となっているところがあるのは事実でございます。

もとより、米の需給及び価格につきましては各産地銘柄ごとに形成されておりますので、自県産米の売れ残りが生じないように生産しなければ、結局その県のお米の需給価格は不安定になるといふことが明らかでございます。

他県の状況のいかんにかかわらず、各産地がそれぞれみずから需要動向を見きわめて、需要に応じた生産、販売を進めることが極めて重要だといふふうに考えております。

農水省といたしましては、三十年産以降におきましても、引き続き、麦、大豆、飼料用米等の主食用米以外の作物の生産を支援する水田フル活用取組を進めるとともに、きめ細かい情報提供を継続すること、それぞれの産地がみずから需要に応じた生産、販売に取り組んでいただけるような環境整備に努めていく所存でございます。

○橋委員 それぞれ理由があるとは思いますが、やはり、全体としてこの政策効果を出していくということ、そして、そういうことについての粘り強い理解をお互いに求めていくことは非常に大事だと思っておりますので、よろしくお祈りしたいと思います。

一問飛ばさせていただきます。  
水田を含めて、やはり農業というものも、太陽

の光が降り注ぎ、水があれば作物はできるという単純なものではないんだらうと思えます。農業農村整備事業というところで、やはり農地に投資をしていかなければリターンというものはないんじゃないか、このように私も思うところがあります。

農業農村整備事業関係予算、いろいろと今手当てをいただいているわけでありまして、地元では、今回の計上によりまして、滞っていた水路の更新、あるいは農地の汎用化ということを含めての大区画化、こういったことのプロジェクトが前進できるということで、期待が高まっているところでもあります。

今申し上げたとおり、農業分野においても投資というものはやはり生産性の向上に欠かせないというお話を私なりに齋藤大臣から何度か伺いをしたことがあると思うのですが、大臣の所見も一度ここで伺いたいと思います。

○齋藤国務大臣 農業の発展基盤を強化していくためには農業生産基盤の整備を着実に進めていくことが極めて肝要でありまして、担い手への農地集積、集約化、高収益作物への転換、こういったものを促す農地の大区画化、汎用化等を通じた農業の競争力強化、あるいは農業水利施設の長寿命化対策や農村地域の防災・減災対策等を通じた国土強靱化等の政策を推進する農業農村整備事業は、大変重要なものであると認識をしております。

これまで農地整備を実施した地区では、調査を進めておりますが、水田の大区画化や汎用化を通じて、担い手への農地集積率が約三〇ポイント向上する、あるいは稲作労働時間が約六割削減される、野菜等の高収益作物の収量や生産額が増加するなどの効果が発現しているケースもございまして、農業の生産性向上につながっているといふふうに認識をしております。

私どもといたしましては、大規模化やあるいは高付加価値の作物の生産につながるような農業農村整備整備というものはしっかりとした上で、農家の皆さんが、消費者の皆さんが喜んでくれるのを創出工夫しながらつくっていただくという形

の先にこそ日本の農業の未来はあると思っておりますので、今後とも、しっかりと予算を確保した上で、地域の実情に応じた事業の計画的な推進に努めてまいりたいと思っております。

○橋委員 私どもの地域でも、水田のみでなく、タマネギであったりハトムギであったり、そういう作目を多く広げていくことも努力をして、ぜひそこは予算とうまくマッチしていくように努力したいと思っております。

次代を担う人材の育成についてということで、最後のパートに入らせていただきます。  
委員の皆様方に、法科大学院修了者の進路の状況について、また進路状況調査における進路不明者の割合の推移という資料をおつけしております。これは、私、野党時代から私なりに問題意識を持って取り組んできて、文科省さんとも何度もやりとりした話であります。

司法試験、本当は皆さん受ければいいんですが、なかなかそうもいかない。せっかく法科大学院を修了して、そのキャリアが無駄になるといふことではいけない。そのためには、やはり、残念ながら司法試験に合格できなかった方についてもしっかりと進路指導をしていく、適切にキャリアを踏み出せるようにしていく、これは大事だと思っております。

この間の取組について、文部科学省さんにお伺いをいたします。  
○林国務大臣 法科大学院では、幅広い領域で活躍できる法曹として必要な能力の育成を目指して教育が行われておりまして、その修了者は、法曹資格を有しない者も含めて高い法的素養を備えた人材として多様な活躍の可能性があり、こういうふうにも思っております。

このため、文科省では、法科大学院で得た知識を生かして企業の法務部門や官公庁等で活躍する修了者の事例、また修了生に対する採用側からの高い評価、こういったものを紹介するパンフレットを作成しまして、企業や法科大学院等への配付やホームページ上での広報に取り組んでおるとこ

ろでございます。

これに加えて、法科大学院教育の質の向上等を目的として、めり張りのある予算配分を行う法科大学院公的支援見直し加算プログラムにおきましては、企業や自治体等と連携した就職支援など、そういったすくられた取組を行う法科大学院に対して重点的な支援を実施しております。

引き続き、法科大学院教育のさらなる改善充実を進めることによりまして、修了者の合格率の向上はもちろんのことでございますが、各法科大学院に対して修了者の進路の着実な把握を強く促す、そしてさらに、関係機関と連携しながら、修了者のキャリア選択の支援や各法科大学院における就職支援の取組の促進に努めてまいりたいと思っております。

○橋委員 ありがとうございます。  
この司法試験の制度というのは、昔は学部学生を受けて、早い人はもう二十一とかで司法修習できたものが、法科大学院に行きますと二十四、二十五、こうなってくる。  
どうしても今、専門職化とかいろいろなことが進んで、なかなか社会に出るのが遅くなる傾向にある部分もあるわけですが、しかし、やはり一面、高等専門学校であったり、あるいは社会に出てからもう一度学び直しということもあるかと思っております。ぜひそういった複線的な高等教育のあり方という、いろいろな形、社会に出ることが遅ければ必ずしもいいというものではないとも私は思っております。

この辺について、文部科学省さんの思い、今の取組について、最後にお伺いをしたいと思います。  
○林国務大臣 産業構造がこれだけ急激に変化する中では、やはり実践力や新しい物やサービスをつくり出す創造力、こういったものが大変大事になってくるということでございます。そういう状況の中で、昨年の通常国会で学校教育法の一部を改正する法律が成立をいたしました。実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして、大学の制

度の中に新たに専門職大学等の仕組みを設けまし  
た。

専門職大学院というのがございますから、これ  
に加えてこういうものが入ってくることに  
よって、社会人の受入れもしやすい仕組みをこ  
ういふところで設けるということを通じて、リカ  
レント、学び直しの場、更にスキルアップして  
いただく、こういうことをやっていただくという  
ことが期待されるわけでございます。

アカデミックな教育とこういうものの、実践的  
な職業教育、選択肢をたくさん提供すること  
によりまして教育が一層充実して次代を担う人  
材育成に資する、このいい循環をつくってまい  
りたいと思っております。

○橋本委員 リカレント教育とかをよろしくお  
願い申し上げて、きょうの質問を終わらせて  
いただきます。

どうもありがとうございます。

○河村委員長 これにて橋本委員の質問は終  
了いたしました。

次に、岡本あき子君。

○岡本(あ)委員 質問の機会をいただき、あ  
りありがとうございます。

きのう、公聴会がございました。

安倍総理が今国会で最重要と位置づけてい  
る働き方改革についてですが、非常にずさんな  
比較データの根拠をもとに、また、野党対策  
のためのデータを捏造したとも指摘された状  
況で、それも無理に法案準備を進めようとし  
ています。

政策決定の不備を反省することもなく、報  
道によれば、一年くらい延ばして施行するとい  
う報道もされていまして、一年くらい延ばさ  
ば国民の関心も薄れるだろう的な考えは、二重に  
罪深いと思っております。働く方々の命を、そ  
して健康を何だと思つていらっしゃるのかと  
指摘をさせていただきます。

この一年延ばして施行しようと検討してい  
るということについて、改めて、厚労大臣、こ  
ういふ事実があるのかどうか、お答えくださ  
い。

○加藤国務大臣 今、施行日を含めて最終  
的な

案の中身は与党において御議論いただいで  
いるということでございますので、確定してい  
るものではないでございます。

ただ、その上で申し上げますと、例えば法  
案が成立しても、その後、政省令あるいは  
告示の内容、これは物によっては労働政策審  
議会でも御議論いただく必要もございま  
す。そして、それを政省令としてお出し  
していただく。そして、その周知を図つて  
いただく。それから、労働関係の中身につ  
いてはやはり四月が一つの節目ございま  
すので、そういったことを踏まえると、も  
ちろんスピード感を持つ必要はあります  
けれども、一定の時間が必要だといふふう  
に思っておりますので、その辺も踏まえて  
今御議論いただいでいるところございま  
す。

○岡本(あ)委員 時間がかかるという以前  
に、もう一度労働審判に、白紙に戻して、  
そもそも議論をするべきだと申し上げて  
いただきます。

きのうの公聴会で、過労死を考  
える家族の方々がいらつしやいました。こ  
れ以上過労死をふやさないでと訴えて  
いらつしやいました。

私も、会社員時代に職場の先輩を自  
死で失いました。ほぼ毎日、早朝から深夜  
まで仕事をしていたら、悔やむ日々でし  
たから、御家族の無念さはいかばかりか  
と思わずにはいられません。家族の方々は  
、自費の念だけでなく、周りの心ない言  
葉や態度にも耐えながら、これ以上同じ  
思いをする方を出さないようにと、勇気  
を出して行動して下さつています。

今まででさえ、過労死をされた方々  
が労災認定を受けるまでは大変な苦  
労がありました。国が労災認定しよ  
うやくと企業が認める、こういう事  
業もあるんです。それが、国が企  
業の言い分、企業の要望に基づいて  
労災認定を逆にするということにつ  
いては、私は、何としても容認でき  
ません。

過労死等防止対策推進法が制定されて  
なお、過労死が起きています。今やるべき  
は、残業の上

を現実高くできるようにすることや、た  
だでさえ長時間の懸念が払拭されな  
い裁量労働制の拡大で、命を守り、健  
康と安全が保障される職場であるこ  
とであり、小さな幸せを継続できる生  
活があることです。命より大切な仕事  
はありません。

家族の方々が、これ以上過労死を  
ふやさないで、昨日、厚労省に要請に  
行かれたと思います。厚労大臣は  
お会いになりましたか。

○加藤国務大臣 きのう、家族会  
の皆さん方が来られて、私どもの  
田畑大臣政務官が会わせていた  
だいたということでございます。

私の方から先にお話があったか  
もしれませんが、ぜひ大臣に  
という話になったのは制と直前  
だったところでございます。きのう  
はちょうど同じ時間に官邸で月  
報経済報告の会議等々がござい  
ましたので、突然のお申込み  
だったので、田畑政務官にか  
わりの出でいただき、また、その  
直後に田畑政務官からも、こ  
んな話があったということ  
を電話で直接お話を承つたこ  
とでございます。

それから、私自身もこれまで、例  
えば昨年十一月に過労死等防止  
対策推進シンポジウムがござい  
まして、そこにも出席をさせて  
いただいたので、そのときはた  
しか五人の遺族の方が、本  
当に辛い思い、息子さん、娘  
さんが亡くなったことをまだ  
実感できないという本  
当に悲痛な叫び、これはし  
っかり聞かされたけれども、  
その方とも御挨拶をさせていただきます  
ところでございます。

○岡本(あ)委員 今、働き方改  
革の法案の準備をしようとして  
いるままだに、直接大臣に  
会つた当事者の思い、これ以上  
同じ思いをする人をふやさない  
という思いで伺つています。回  
会はまだ開かれておりますし、  
今後の予定、大臣、日程があ  
くときもあると思つて、ぜひ  
お会いしていただきたいと思  
います。

もう一度御答弁を求めます。

○加藤国務大臣 私はこれまで、そ  
こに山井議

員がいらつしやいますけれども、障  
害関係でこういう問題があるから  
直接話を聞いてほしい、しつ  
かり対応させていただいてお  
ります。

したがって、今回も、これは突然  
のことでございます。日程上でき  
ませんけれども、ある程度  
の時間をいただきながら調整  
できるのであれば、私は、直  
接そういう方の声を聞くこと  
をためらうもの、あるいは拒  
否するものではなくありま  
せん。むしろ、しっかりと聞  
きながら、それをどう落とし  
込んでいくかを考えるのが私  
たち厚生労働省の役目だとい  
うふうに思っております。

○岡本(あ)委員 ぜひ予定を  
立てて、当事者に近いうちに  
会っていただきたい。今御答  
弁いただきましたので、約束  
を履行していただきたいと思  
うので、お願いいたします。

今回、予備委員会の中で、一般  
労働者と裁量労働制の労働時  
間を比較されたこの比較デー  
タは間違つていたと謝罪、撤  
回をされました。データ自  
体は撤回をされておられませ  
ん。この調査データ自体は間  
違ひがないという前提にな  
つていらつしやるのか、御  
答弁願います。

○加藤国務大臣 精査をさせて  
いただいたときに、一部、た  
しか十五時間超だったか  
ね、データの中にはちょっと  
現実的でないものが入つて  
いるということも申し上げ  
させていただきます。

それから、今、野党からも御  
指摘をいただきました。一  
個一つのデータを精査する  
中で、必ずしもこれは整合  
性がとれていないかという  
データがあることも、これは  
事実でございます。それは  
それとしてしっかりと認識  
をしないといけないと思  
います。そういうのは当然  
のことだろうというふう  
に思っております。

その上で、今回お出しを  
させていただきますデータ  
として、これに基づいて、  
今回、労働政策審議会  
からさまざまな建議を  
いただきました。一般  
労働者に関しては、中  
小企業における割増  
賃金